

よくあるご質問「賃上げ環境整備応援奨励金」

(賃金の引上げについて)

Q1 事業エントリー後、賃金の引上げはいつまでに行えばよいですか。

A1 賃金の引上げ(実際に引上げ後の賃金の支払い)は、令和6年1月31日までに実施してください。(支給申請は、実際に引上げ後の賃金を支払った日以降に行う必要がありますが、申請書は令和6年2月10日必着です。)

※予算の上限に達した場合は、同日以前に奨励金の申請の受付を締め切るので、ご注意ください。

Q2 令和5年度の地域別最低賃金の発効日以後の賃金引上げも対象となりますか。

A2 地域別最低賃金の発効日以後に賃金を引き上げる場合は、発効日後の最低賃金額から所定の額(時間あたり 30 円以上)引き上げる必要があります。(発効日以後の地域別最低賃金額より、事業場内最低賃金の方が高い場合は、事業場内最低賃金から所定の額(時間あたり 30 円以上)引き上げる必要があります。)

賃上げ実施時期	実施内容	支給対象
地域別最低賃金発効日前	① 現在の賃金から、時間あたり 30 円以上の賃金引上げ実施	○
地域別最低賃金発効日後	② 現在の賃金から、令和 5 年度地域別最低賃金以上の時間あたり 30 円以上の賃金引上げ実施	×
	③ 令和 5 年度地域別最低賃金から、時間あたり 30 円以上の賃金引上げ実施	○

